

令和6年度 瀬戸市防犯灯電気料金補助事業概要

1 事業スケジュール

○ 町内会・自治会長

設置台帳の整理
5年度に設置・LED化・廃止等した内容に更新

①台帳と領収証の提出

○ 連区自治会長

②交付申請書の提出
締切：7月3日（水）

○生活安全課

内容
審査

交付決定
通知を9月下旬郵送予定

補助金交付
9月下旬交付予定

○ 補助対象となる防犯灯

町内会又は自治会が維持管理し、電気料金を支払っている防犯灯で、以下の条件を満たすもの

- ・ 国又は公共団体が管理する道路等に面して設置され、その道路等を照らしているもの
- ・ 市内の公営住宅の敷地内に設置してあるもので、建物周辺の通路を照らしているもの
- ・ 広告物の表示がないもの（裏面の防犯灯判定図を参照）

① 提出書類

- ・ 防犯灯地区別設置台帳（原本）
（町内会独自に作成した台帳または市から配付した台帳）
- ・ 中部電力ミライズ電気料金領収証（4月分）の写し
提出先：連区自治会長

② 提出書類

- ・ 瀬戸市防犯灯電気料金補助金交付申請書
 - ・ 防犯灯地区別設置台帳（原本）※1
 - ・ 中部電力ミライズ電気料金領収証（4月分）の写し※2
 - ・ 瀬戸市防犯灯電気料金補助金交付申請地区別明細書
 - ・ 振込先銀行口座通帳の表紙の写し
- ※1、※2は、各町内会・自治会から提出された書類になります。

2 防犯灯1灯当たりの補助金額

1,700円（上限） ※3

※3 4月分の電気料金が141円以下の防犯灯は、その金額に12を乗じた額が補助額となります。

例) 4月分の電気料金が130円の防犯灯の補助額は、 $130円 \times 12 = 1,560円$ となります。

3 注意事項

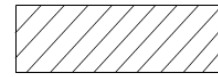
(1) 補助金交付申請書は必ず令和6年7月3日（水）までに提出してください。また、追加申請については受付できませんので、申請もれがないようご注意ください。

(2) 各町内会・自治会の集会所や、公園等の敷地内を照らしている防犯灯は補助対象外です。領収証に記載されていても、補助金の申請灯数には含めないようお願いいたします。

(3) 電気料金領収書の写しは、必ず令和6年4月分のものを提出してください。4月分の領収書がお手元にない場合は、令和6年3月分と5月分の領収書の写しを両方提出してください。

※この際、3月と5月の電気料金を比較して、低い金額を月額電気料金として算定してください。

防犯灯判定図



…電灯部分

<p>中電柱・N T T柱 広告</p>	<p>中電柱・N T T柱 広告</p>	<p>専用柱</p> <p>専用柱</p>
<p>民家 広告</p> <p>○</p> <p>灯器と広告について 所有者が別々に許可したもの</p>	<p>着色 広告</p> <p>×</p>	<p>中電柱・N T T柱・専用柱 広告</p> <p>×</p> <p>灯器内臓</p>
<p>広告と灯器が セット</p> <p>広告</p> <p>×</p>	<p>専用柱 広告</p> <p>×</p>	<p>2 1 高層住宅の建物内のもの 外壁に設置され建物の入り口 付近を照明しているもの</p> <p>×</p>